

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年6月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第6条第1項中「また、その資格を有する者については、一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。」を削り、同条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、前項の資格を有すると認める者については、一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

第8条第5項中「をいずれかに特定する」を「のうちから、いずれかの方法を指定する」に改め、同条第6項中「により入札」の右に「に参加」を加え、「とき」を「者」に改め、「して、入札を」を削る。

第12条第3号中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改め、同条第12号を第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 最低制限価格を下回る金額で入札したとき。

第16条第2項中「、無効」を「又は無効」に改め、「又は最低制限価格を下回る金額で入札した者」を削る。

第17条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第20条第1項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第20条の2第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第20条の3第1項中「また、その資格を有する者については、指名競争入札有資格者名簿に登載するものとする。」を削り、同条第2項中「第6条第2項」を「第6条第3項の規定」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、前項の資格を有すると認める者については、指名競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

第21条第1項本文中「その有資格者名簿」を「指名競争入札有資格者名簿」に改め、

同項ただし書中「場合においても」を「場合は」に改め、同条第2項中「前項の場合において」を「管理者は、前項の規定により指名した者に対し」に改め、「その指名する者に」を削る。

第22条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）中「すべて」を「全て」に改める。

第30条の3の見出し中「資格の審査」を「資格審査」に改める。

第30条の4第1項本文中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第30条の7第1項中「第6条の規定」を「第6条」に、「第6条第1項又は第20条の3第1項」を「第6条第1項前段又は第20条の3第1項前段」に改め、同条第2項中「第6条第1項又は第20条の3第1項」を「第6条第1項前段又は第20条の3第1項前段」に改める。

第30条の13第1項中「又は」を「若しくは」に、「請負若しくは」を「請負又は」に改める。

第31条第4項中「第1項から第3項まで」を「前3項」に改める。

第34条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第35条第4号中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第36条前段中「第34条の2」を「第34条の2第1項」に改める。

第40条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第3項前段中「前各項」を「前2項」に改める。

第44条第2項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第46条第1項中「第570条」を「第570条本文」に改める。

第48条中「第47条」を「第47条第5項」に改める。

第50条中「引渡す」を「引き渡す」に改める。

第51条第1項第4号中「地方自治法」を「法」に改め、同項第5号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程第12条第12号及び第13号並びに第16条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込み

の誘引に係る入札手続について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る入札手続については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部用度課)